

(写)

6大監発第10298号
令和7年4月10日

大田区長
大田区議会議員
大田区教育委員会
大田区選挙管理委員会

} 様

大田区監査委員 河野 秀夫
大田区監査委員 鳥海 伸彦
大田区監査委員 湯本 良太郎
大田区監査委員 小峰 よしえ

令和6年度後期定期監査及び財政援助団体等
監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第4項及び第7項の規定に基づき定期監査及び財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。

本監査の結果に基づき、又は本監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定に基づき、その措置の内容を通知願います。

監査委員において、措置状況の通知を受けたときは、大田区監査基準第19条第2項の規定に基づき、是正改善はもとより、再発防止の観点から措置状況を確認します。

令和6年度
(2024年度)

大田区後期定期監査及び
財政援助団体等監査報告書

大田区監査委員

目 次

第1	監査日程	1
1	後期定期監査実施期間	1
2	事前ヒアリング	1
第2	監査の対象	1
1	定期監査	1
2	財政援助団体等監査	2
3	監査実施数	2
第3	監査の方法	3
1	定期監査	3
2	財政援助団体等監査	3
第4	監査の結果	4
1	定期監査	5
(1)	企画経営部	5
(2)	総 務 部	5
(3)	地域力推進部	6
(4)	スポーツ・文化・国際都市部	6
(5)	区 民 部	7
(6)	産業経済部	8
(7)	福 祉 部	8
(8)	まちづくり推進部	9
(9)	鉄道・都市づくり部	9
(10)	都市基盤整備部	9
(11)	環境清掃部	10
(12)	会計管理室	10
2	財政援助団体等監査	11
第5	適正な事務の執行に向けて	12
1	委託事業、指定管理事業及び補助金事業の検証について	12
2	組織の課題と事務の見直しについて	12
3	最適な行政サービスの取組みについて	13

第1 監査日程

1 後期定期監査実施期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

2 事前ヒアリング

(1) 第1回 令和6年10月17日(木)

企画経営部、総務部、地域力推進部、スポーツ・文化・国際都市部、福祉部

(2) 第2回 令和6年12月19日(木)

区民部、産業経済部、まちづくり推進部、鉄道・都市づくり部、都市基盤整備部、環境清掃部、会計管理室

第2 監査の対象

1 定期監査

(1) 企画経営部

企画課、情報政策課

(2) 総務部

総務課、人事課

(3) 地域力推進部

地域力推進課(区民活動支援施設蒲田を含む)、新井宿特別出張所(新井宿会館・山王会館を含む)、田園調布特別出張所、羽田特別出張所(コミュニティセンター羽田旭を含む)、萩中文化センター(萩中集会所を含む)、矢口特別出張所(矢口区民センターを含む)

(4) スポーツ・文化・国際都市部

スポーツ推進課、文化振興課、勝海舟記念館

(5) 区民部

戸籍住民課、課税課、納税課、国保年金課

(6) 産業経済部

産業振興課

(7) 福祉部

福祉管理課、高齢福祉課、障がい者総合サポートセンター(こども発達センターわかばの家を含む)

(8) まちづくり推進部

都市計画課

- (9) 鉄道・都市づくり部
鉄道・都市づくり課
- (10) 都市基盤整備部
都市基盤管理課
- (11) 環境清掃部
環境計画課、清掃事業課、蒲田清掃事務所
- (12) 会計管理室
会計管理室

2 財政援助団体等監査

- (1) 出資団体（1か所）
 - ①一般財団法人 大田区環境公社 （所管部課 環境清掃部環境計画課）
- (2) 出資及び補助金の交付団体（2か所）
 - ①公益財団法人 大田区文化振興協会
（所管部課 スポーツ・文化・国際都市部文化振興課）
 - ②公益財団法人 大田区産業振興協会 （所管部課 産業経済部産業振興課）
- (3) 公の施設の指定管理者（3か所）
 - ①田園調布せせらぎハーモニー
（所管部課 地域力推進部田園調布特別出張所）
指定管理の施設 [田園調布せせらぎ館（田園調布せせらぎ公園 [都市基盤整備部所管] を含む）]
 - ②公益財団法人 大田区文化振興協会
（所管部課 スポーツ・文化・国際都市部文化振興課）
指定管理者本部監査
指定管理の施設 [大田区民プラザ]
 - ③公益財団法人 大田区産業振興協会 （所管部課 産業経済部産業振興課）
指定管理者本部監査
指定管理の施設 [大田区産業プラザ]

3 監査実施数

下表の監査対象部局について、監査を実施した。

監査対象部局	実施内容	監査実施数
企画経営部	定期監査	2
総 務 部	定期監査	2
地域力推進部	定期監査	6
	財政援助団体等監査	1

スポーツ・文化・国際都市部	定期監査	3
	財政援助団体等監査	2
区 民 部	定期監査	4
産業経済部	定期監査	1
	財政援助団体等監査	2
福 祉 部	定期監査	3
まちづくり推進部	定期監査	1
鉄道・都市づくり部	定期監査	1
都市基盤整備部	定期監査	1
環境清掃部	定期監査	3
	財政援助団体等監査	1
会計管理室	定期監査	1
合 計		3 4

第3 監査の方法

1 定期監査

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに大田区監査基準第7条第1項第1号の規定に基づき、区の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理につき正確性、合規性はもとより、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し、監査を実施した。

また、令和6年度監査基本計画に基づき、各監査対象部局の重要事務事業及び予算の執行状況、組織目的の達成を阻害する要因（リスク）の程度、過去の監査及び審査の結果における指摘事項等への対応、部局の庶務担当課及び各事業所の統制課における適正な事務執行の取組み等に目し、行政基盤・地域力・産業・まちづくり・環境等の各分野において次の事項を重点的かつ優先的に監査を実施した。

- (1) 事務事業の適正かつ効率的な執行に関する監査
- (2) 組織として誤りを繰り返さないための監査
- (3) 指定管理事業、委託事業、補助金事業に関する監査

2 財政援助団体等監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、大田区監査基準に準拠し、出納その他財務に関する事務の執行について適正かつ効率的に行われているか、また、所管部局が団体に対して、適切な指導監督等を行っているかを主眼として監査を実施した。

第4 監査の結果

今回の監査において、指摘及び意見要望事項の件数は39件あり、その内容は次の部局別記載のとおりである。

監査の結果、指摘及び意見・要望事項として記載したものを除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、指摘及び意見・要望事項には至らないが、特に留意して取り組まれない事項について、各部局の末尾に記載したので、監査の過程において口頭で注意した事項とあわせて、確実に対応されたい。

【監査結果における指摘事項等の基準】

大田区監査事務実施要領

1 指摘事項

- (1) 法令、条例、規則、規程に違反するもの
- (2) 故意又は重大な過失によるもの
- (3) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (4) 著しく不経済なもの又は著しく損害が生じているもの
- (5) 著しく非効率的なもの又は著しく妥当性を欠くもの
- (6) 著しく有効性を欠くもの
- (7) 誤謬等の事項で、適切な措置を要するもの
- (8) 前回指摘又は意見、要望とされた事項について、措置、是正又は改善されていないもの
- (9) 上記のほか、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

2 意見・要望事項

- (1) 指摘事項には至らないが、経済性、効率性、有効性の観点から是正又は改善を要するもの
- (2) 誤謬等で指摘事項には至らないが、再発防止に是正又は改善を要するもの
- (3) 指摘事項に該当するが、生じた原因、経過等によりやむを得ない事情があると認められるもの
- (4) 上記のほか、特に是正又は改善すべき事項であると認められるもの

1 定期監査

(1) 企画経営部

【指摘事項 1、意見・要望事項 2】

ア 指摘事項

- (ア) 令和 6 年度資金前渡受者用現金出納簿において、支払金額、精算・戻入に関する記載に誤りがあった。会計事務規則第 112 条に基づき適正に処理されたい。〈企画課〉

イ 意見・要望事項

- (ア) 出張における交通運賃等の旅費の支給に誤りがあった。旅行命令兼実施申請について適正な事務処理が求められる。職員の旅費に関する条例等に基づき適正に処理されたい。〈情報政策課〉
- (イ) 特別出張所で販売している冊子について、ホームページ掲載の販売場所に特別出張所の記載がなかった。ホームページは区の情報を区民へ伝える重要なツールである。正確な情報伝達に努められたい。〈企画課〉

上記のほか、委託事業において、実施後の効果測定を行うのが望ましい事業があったので、留意して取り組まれない。

(2) 総務部

【指摘事項 1、意見・要望事項 1】

ア 指摘事項

- (ア) 備品（給湯器）について、財務会計システムにおける登録手続きが行われていなかった。備品は公金が形を変えたものであり、区の財産として適正に管理することが必要である。物品管理規則に基づき適正に処理されたい。〈人事課〉

イ 意見・要望事項

- (ア) 業務委託において、仕様書では業務責任者は事業開始前に書面により区に通知することと記載されているが、書面による通知がされていなかった。契約書に基づき適正な事務を行われたい。〈総務課〉

上記のほか、委託事業において、仕様書への記載が望ましい項目が見られた事業があったので、留意して取り組まれない。

(3) 地域力推進部

【指摘事項3、意見・要望事項2】

ア 指摘事項

- (ア) 郵券の購入において、事案決定（契約）前に発注されていた。契約締結に当たっては、事案決定手続きを経たうえで適正な事務を行われたい。

〈田園調布特別出張所〉

- (イ) 令和5年度資金前渡受者用現金出納簿において、精算戻入額の記帳のものがあつた。会計事務規則第112条に基づき適正な処理をされたい。

〈地域力推進課〉

- (ウ) 令和5年度及び令和6年度金銭出納員用現金出納簿において、旧様式を使用しており繰越額に誤りがあつた。会計事務規則第111条に基づき適正に処理されたい。

〈矢口特別出張所〉

イ 意見・要望事項

- (ア) 予定金額50万円を超える委託契約について、特別出張所長契約としていた。この契約は契約事務規則第4条第1項別表第1により、本来経理管財課に契約締結請求すべきである。契約事務規則に基づき適正な事務を行われたい。

〈矢口特別出張所〉

- (イ) 出張における交通運賃等の旅費の支給に誤りがあつた。旅行命令兼実施申請について適正な事務処理が求められる。職員の旅費に関する条例等に基づき適正に処理されたい。

〈田園調布特別出張所〉

上記のほか、指定管理事業において、協定書記載の報告項目についてその必要性の検討が望ましい事業があつたので、留意して取り組まれたい。

(4) スポーツ・文化・国際都市部

【指摘事項2、意見・要望事項2】

ア 指摘事項

- (ア) 令和6年度資金前渡受者用現金出納簿において、支出科目の記載に誤りがあつた。会計事務規則第112条に基づき適正に処理されたい。

〈スポーツ推進課〉

- (イ) 金券受払簿において、令和5年度末と令和6年度当初の郵券の枚数が異なっていた。物品管理規則第24条第5項に基づき適正な事務を行われたい。

〈文化振興課〉

イ 意見・要望事項

- (ア) 令和6年度資金前渡受者用現金出納簿において、受払額の記載に誤りがあつた。会計事務規則第112条に基づき適正に処理されたい。

〈文化振興課〉

- (イ) 出張における交通運賃等の旅費の支給に誤りがあった。旅行命令兼実施申請について適正な事務処理が求められる。職員の旅費に関する条例等に基づき適正に処理されたい。
〈文化振興課〉

上記のほか、指定管理事業における協定書の条番号の整理や、補助金事業における根拠書類の取扱方法の検討が望ましい事業があったので、留意して取り組まれない。

(5) 区民部

【指摘事項 2、意見・要望事項 3】

ア 指摘事項

- (ア) 令和 6 年度委託手数料契約が事案決定(契約)前に発注されていた。契約締結に当たっては、事案決定手続きを経たうえで適正な事務を行われたい。
〈戸籍住民課〉
- (イ) 令和 5 年分経費負担金の支出について、請求書類到着前に支出決定がとられていた。負担行為手続規定第 3 条第 1 項別表第 1 に基づき適正な事務を行われたい。
〈課税課〉

イ 意見・要望事項

- (ア) 予定金額 300 万円以上 2,000 万円未満の物件の調達決定について、部長決定とする事案を課長決定としていた。事案決定手続規程に基づき適正な事務を行われたい。
〈戸籍住民課〉
- (イ) 令和 5 年度に購入し使用実績がなかった金種の郵券を令和 6 年度にも購入し、監査当日まで全く使用していなかった。購入の際は、在庫や使用枚数確認と使用見込枚数の精査をされたい。
〈戸籍住民課〉
- (ウ) 受診助成事業実施要綱について、ホームページを經由して見られる要綱集では改正後の要綱に更新されていなかった。ホームページは区の情報を区民へ伝える重要なツールである。正確な情報伝達に努められたい。
〈国保年金課〉

上記のほか、委託事業において、目標値達成のために対象者選定の工夫が望ましい事業があったので、留意して取り組まれない。

(6) 産業経済部

【指摘事項なし、意見・要望事項2】

ア 指摘事項なし

イ 意見・要望事項

(ア) 令和5年度の大田区産業振興協会の運営補助金において、「計画変更」に該当する事業間流用がされていたが、区への申請・承認が行われていなかった。公益財団法人大田区産業振興協会に対する補助金交付に関する要綱第8条に基づき適正に処理されたい。
〈産業振興課〉

(イ) 出張における交通運賃等の旅費の支給に誤りがあった。旅行命令兼実施申請について適正な事務処理が求められる。職員の旅費に関する条例等に基づき適正に処理されたい。
〈産業振興課〉

上記のほか、指定管理事業における各期の支払割合の見直しや、補助金事業における要綱の条番号の整理が望ましい事業があったので、留意して取り組まれたい。

(7) 福祉部

【指摘事項1、意見・要望事項4】

ア 指摘事項

(ア) 機器点検委託において、事案決定（契約）前に点検を行っていた。契約締結に当たっては、事案決定手続きを経たうえで適正な事務を行われたい。
〈福祉管理課〉

イ 意見・要望事項

(ア) 出張における交通運賃等の旅費の支給に誤りがあった。旅行命令兼実施申請について適正な事務処理が求められる。職員の旅費に関する条例等に基づき適正に処理されたい。

〈福祉管理課〉〈障がい者総合サポートセンター〉

(イ) 行政財産使用許可の事案決定について、部長が決定する事案を課長が決定していた。事案決定手続規程に基づき適正な事務を行われたい。

〈障がい者総合サポートセンター〉

(ウ) ホームページにおいて、同じ施設について最新のお知らせ記事と施設案内のページの終了時間が異なっていた。ホームページは区の情報を区民へ伝える重要なツールである。正確な情報伝達に努められたい。

〈障がい者総合サポートセンター〉

上記のほか、委託事業における書類提出時期の順守や、補助金事業における要綱記載の確認方法の充実が望ましい事業があったので、留意して取り組まれたい。

(8) まちづくり推進部

【指摘事項 1、意見・要望事項 1】

ア 指摘事項

- (ア) 基本計画見直し検討業務について、令和 5 年度変更契約書の現物確認ができなかった。文書管理規程第 31 条に基づき、適正に書類の保管・管理を行われたい。
〈都市計画課〉

イ 意見・要望事項

- (ア) 出張における交通運賃等の旅費の支給に誤りがあった。旅行命令兼実施申請について適正な事務処理が求められる。職員の旅費に関する条例等に基づき適正に処理されたい。
〈都市計画課〉

上記のほか、委託事業における契約変更について、当初契約前の調整の充実が望ましい事業があったので、留意して取り組まれない。

(9) 鉄道・都市づくり部

【指摘事項なし、意見・要望事項 1】

ア 指摘事項なし

イ 意見・要望事項

- (ア) 公文書開示請求における写しの交付の際、送付に要する費用を歳入金として収納していた。大田区情報公開条例第 12 条及び会計事務規則に基づき適正に処理されたい。
〈鉄道・都市づくり課〉

上記のほか、補助金事業において、執行率を意識されることが望ましい事業があったので、留意して取り組まれない。

(10) 都市基盤整備部

【指摘事項なし、意見・要望事項なし】

契約及び収支に関する書類等については、おおむね適正に事務が執行されていた。

委託事業における契約変更について、当初契約前の確認作業の充実が望ましい事業があったので、留意して取り組まれない。

(11) 環境清掃部

【指摘事項なし、意見・要望事項 4】

ア 指摘事項なし

イ 意見・要望事項

(ア) 受付等業務委託において、仕様書ではオペレーターの応答率が 80%を下回る月が発生した場合は改善に向けた対策を策定し区に提示することになっているが、行われていなかった。契約書に基づき適正な事務を行われない。
〈清掃事業課〉

(イ) 予定金額 50 万円を超える委託契約について、清掃事務所長契約としていた。この契約は契約事務規則第 4 条第 1 項別表第 1 により、本来経理管財課に契約締結請求すべきである。契約事務規則に基づき適正な事務を行われない。
〈蒲田清掃事務所〉

(ウ) 超過勤務手当の支給に誤りがあった。職員の給与に関する条例等に基づき適正に処理されたい。
〈環境計画課〉

(エ) イベントの実施要綱について、ホームページを経由して見られる要綱集では改正後の要綱に更新されていなかった。ホームページは区の情報を区民へ伝える重要なツールである。正確な情報伝達に努められたい。
〈環境計画課〉

上記のほか、委託事業において、プロポーザルの業者選定や契約方法の検討が望ましい事業があったので、留意して取り組まれない。

(12) 会計管理室

【指摘事項なし、意見・要望事項 1】

ア 指摘事項なし

イ 意見・要望事項

(ア) 令和 6 年度において金銭出納員領収印の印影が印影簿に保存されていなかった。公印規則第 7 条に基づき適正に処理されたい。〈会計管理室〉

上記のほか、使用終了した小切手帳の保管方法の検討が望ましいので、留意して取り組まれない。

2 財政援助団体等監査

【指摘事項 1、意見・要望事項 4】

(1) 出資団体

ア 指摘事項なし

イ 意見・要望事項

(ア) 受付等業務委託において、仕様書ではオペレーターの応答率が 80%を下回る月が発生した場合は改善に向けた対策を策定し区に提示することになっているが行われていなかった。契約書に基づき適正な事務を行われたい。
〈(一財)大田区環境公社〉

(イ) 職員の出張における旅費の支給額に誤りがあった。適正に処理をされたい。
〈(一財)大田区環境公社〉

(ウ) 公社ホームページにおいて、可燃ごみ収集地域の記載で一部地区が漏れており、地図も古い範囲図のままであった。ホームページは公社の情報を区民へ伝える重要なツールである。正確な情報伝達に努められたい。
〈(一財)大田区環境公社〉

(2) 出資及び補助金の交付団体

ア 指摘事項なし

イ 意見・要望事項

(ア) 令和 5 年度の大田区産業振興協会の運営補助金において、「計画変更」に該当する事業間流用がされていたが、区への申請・承認が行われていなかった。公益財団法人大田区産業振興協会に対する補助金交付に関する要綱第 8 条に基づき適正に処理されたい。
〈(公財)大田区産業振興協会〉

(3) 公の施設の指定管理者

ア 指摘事項

(ア) 産業プラザで貸出を行っている機器の中で、区へ利用料金額の協議が漏れているものがあった。大田区産業プラザの指定管理に関する基本協定書及び大田区産業プラザ条例施行規則第 6 条第 1 項に基づき、適正に処理されたい。
[大田区産業プラザ]
〈(公財)大田区産業振興協会〉

イ 意見・要望事項なし

第5 適正な事務の執行に向けて

今回の監査では、前回の監査で「指摘事項」や「意見・要望事項」があった所属については、同じ誤りは見られず、内部統制の取組みが進んでいる様子が伺えた。一方、以下の点については、複数の所属で同様の内容が見受けられたため、今後の適正な事務の執行に向けて、留意して取り組まれない。

1 委託事業、指定管理事業及び補助金事業の検証について

(1) 補助金事業について

補助金の交付については、各事業の補助要綱に基づき必要な事務手続きが行われるが、今回の監査では、補助金事業終了時の精算書の添付書類について、所属によって事業成果の記載方法や領収書等根拠書類の添付の有無に差異が見受けられた。申請や精算の手続きを含め、現在の要綱の内容で十分であるか、簡略化できることはないか等を検証するとともに、国や東京都の補助を受けて実施している事業については、各区市で同種の制度を行っていることが多いため、条件や運用方法を比較検討し、補助金の必要性、妥当性、有効性に照らして、事業の充実や見直しを図られたい。

(2) 委託事業、指定管理事業について

これらの事業の実施に当たっては、契約業者を金額面だけでなく総合的に評価できるプロポーザルを事業開始前に行うことで、複数業者を提案内容や実績等で比較することができる。今回の監査では、1者応募となるケースが複数所属で見受けられたため、周知方法や日程、仕様書の記載内容についての問題点を洗い出すだけでなく、複数の応募に至らなかった理由等の原因を分析し、複数業者の競争となるプロポーザルとなるよう対策を図られたい。あわせて、契約相手方の選定方法は競争入札が基本であること、結果が相手方の固定化や不公正な契約につながらないことを念頭にプロポーザルを活用されたい。

また、所属が発注しコントロールする事業であることを組織全体で意識し、事業者からの定期的な報告や意見交換による進捗状況の把握により、計画と実績の乖離が生じた場合は原因を分析し、より効果的に事業を進められたい。

2 組織の課題と事務の見直しについて

今回、適正な事務事業と予算執行の観点から、令和6年10月の郵便料金の値上げ及び公金取扱手数料の一部改定に対する各所属の取組状況を監査した。多くの所属では、これまでの郵送からメールや手渡しへの切り替えや、定期的な購入品の一括購入の対応があり、新たに同一振込先にまとめて振り込んだケースや、郵便物の封入枚数を減らして1通あたりの重量を軽くする工夫もあったが、支出件数が少ない所属では、こうした対応は見られなかった。制度改正の機会に限らず、効率的な事務の執行及びコスト削減については、日頃から職員一人ひとりが課題に対するアンテナを高くし、事務の見直しに向けた不断的努力が重要である。最少の経費で最大の効果を発揮する事務の進め方ができるよう、改めて組織全体として意識して取り組まれない。

3 最適な行政サービスの取組みについて

今回の監査を通じて、各事業内容の根拠となる仕様書、協定書、要綱等の規定と異なる業務の執行が散見された。その規定自体にも提出物の期限の設定漏れ等、本来必要な項目が未規定のものや誤ったまま毎年使われているもの、提出物が期限後や未提出のもの、区ホームページへの掲載情報が未更新のものが見受けられた。これらは担当者の仕様書等の読込み不足や、制度の策定時や大幅な見直しの際の後任者への引継ぎが不十分等、様々な理由が考えられるが、組織として事務事業の根拠規定や期限設定、必要な提出物を再確認する体制と仕組みを構築し、日頃から最適な行政サービスを提供する責任を持って取り組まれない。